

帯広市普通河川管理条例及び帯広市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月18日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第21号

帯広市普通河川管理条例及び帯広市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(帯広市普通河川管理条例の一部改正)

第1条 帯広市普通河川管理条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表の2 土地占用料の表2の項中「420円」を「480円」に、「462円」を「528円」に改め、同表3の項中「650円」を「730円」に、「715円」を「803円」に改め、同表4の項中「880円」を「990円」に、「968円」を「1,089円」に改め、同表5の項中「380円」を「430円」に、「418円」を「473円」に改め、同表6の項中「610円」を「680円」に、「671円」を「748円」に改め、同表7の項中「830円」を「940円」に、「913円」を「1,034円」に改め、同表8の項中「38円」を「43円」に、「41円80銭」を「47円30銭」に改め、同表10の項中「760円」を「850円」に、「836円」を「935円」に改め、同表11の項中「16円」を「18円」に、「17円60銭」を「19円80銭」に改め、同表12の項中「23円」を「26円」に、「25円30銭」を「28円60銭」に改め、同表13の項中「34円」を「38円」に、「37円40銭」を「41円80銭」に改め、同表14の項中「45円」を「51円」に、「49円50銭」を「56円10銭」に改め、同表15の項中「68円」を「77円」に、「74円80銭」を「84円70銭」に改め、同表16の項中「91円」を「100円」に、「100円10銭」を「110円」に改める。

(帯広市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 帯広市準用河川流水占用料等徴収条例(平成12年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表の2 土地占用料の表2の項中「420円」を「480円」に、「462円」を「528円」に改め、同表3の項中「650円」を「730円」に、「715円」を「803円」に改め、同表4の項中「880円」を「990円」に、「968円」を「1,089円」に改め、同表5の項中「380円」を「430円」に、「418円」を「473円」に改め、同表6の項中「610円」を「680円」に、「671円」を「748円」に改め、同表7の項中「830円」を「940円」に、「913円」を「1,034円」に改め、同表8の項中「38円」を「43円」に、「41円80銭」を「47円30銭」に改め、同表10の項中「760円」を「850円」に、「836円」を「935円」に改め、同表11の項中「16円」を「18円」に、「17円60銭」を「19円80銭」に改め、同表12の項中「23円」を「26

円」に、「25円30銭」を「28円60銭」に改め、同表13の項中「34円」を「38円」に、「37円40銭」を「41円80銭」に改め、同表14の項中「45円」を「51円」に、「49円50銭」を「56円10銭」に改め、同表15の項中「68円」を「77円」に、「74円80銭」を「84円70銭」に改め、同表16の項中「91円」を「100円」に、「100円10銭」を「110円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の帯広市普通河川管理条例及び第2条の規定による改正後の帯広市準用河川流水占用料等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後における土地の占用に係る土地占用料について適用し、同日前における土地の占用に係る土地占用料については、なお従前の例による。